

## 公益目的支出計画の実施完了について

令和7年10月24日  
一般社団法人日本航空宇宙学会

当学会は公益法人制度改革に伴って平成24年3月に一般社団法人に移行し、公益目的支出計画に基づき、移行時に保有していた公益目的財産額を公益目的のために支出してまいりました。途中、期間の延長をいたしましたが、令和7年2月28日をもって無事に計画の実施が完了し、内閣総理大臣より10月20日付で「公益目的支出計画の実施完了の確認書」を受領いたしましたので、ここにお知らせいたします。

【公印・契印（省略）】

府益担第 522 号  
令和7年10月20日

一般社団法人日本航空宇宙学会  
代表者 澤井 秀次郎 殿

内閣総理大臣  
石破 茂

### 公益目的支出計画の実施完了の確認書

貴法人から令和7年5月27日付けでされた、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第124条の規定に基づく公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求について、公益目的支出計画の実施が下記の日に完了したことを確認します。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日 令和7年2月28日